

# 倉吉北高 部活動の在り方に関する方針

## 目 次

はじめに	・・・ 1
1 基本方針	・・・ 2
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 2、3
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	・・・ 5
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 6

### 【資 料】

別紙1：学校方針

別紙2：年間活動計画

別紙3：月別活動計画

## はじめに

- 学校の部活動は、スポーツ、芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下、「部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。
- 部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施する。高等学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されている。  
－中学校学習指導要領（H29.7月）高等学校学習指導要領（H30.7月）（抜粋）－
- 本校では、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的にスポーツに取り組む中で、生徒一人一人が人間性豊かに成長していくことを目指し、適切な部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。しかし、部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、とりわけ、少子化が進展する中、部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなっている。そこで、本校では、「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、本方針を策定した。

## 1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 本方針は、スポーツ庁、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツ、芸術文化等を楽しみ親しむことで、運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し、更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することもある。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの年間活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに、部活動の運営方針等を保護者に説明する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

※適正な数の部活動数の目安

…複数の部顧問が配置できる部活動数

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び芸術文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### ○適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）。

文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため。また文化部活動顧問はバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取らせる。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツ・芸術・文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能・技術の向上や記録の向上等、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニング、合理的かつ効率的・効果的な練習方法を積極的に導入し、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## 4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- 原則として、週末のいずれかを含む週1日以上休養日を設ける。  
(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は5時間程度とする。

- 管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じる。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないように学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行う。

※「活動時間」…本方針での「活動時間」は、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない。

イ 部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。特に運動部では、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考にする。

活動は、短時間で効率的・効果的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとる。

ウ 校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を検討する。

イ 各部活動の大会等の参加について。

- 参加する大会等は、原則として学校体育団体・高等学校体育連盟・学校文化団体・高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活顧問の負担が過度とならないことを考慮する。